

福岡県報

5月25日

第357号

日 郡 賀 遠 25 日
 行 發 町 卷 10 月
 水 福 岡 縣 10 日



健康で丈夫な子を産み 育てるために

育児・家族計画の母親学級

赤ちゃんの誕生は家庭を一層明るくものとします。

この明るい幸福な家庭の設計のために、町では初妊婦のかたを中心に、妊娠から出産、育児、家族計画の指導を行っています。

母親が健康で丈夫な子を産み、育てるためみんなで勉強しましょう。(役場別館で育児の指導を受ける、まもなく母親になろうとしているかたたち)

家内労働法を守りましょう

家内労働に従事している人の労働条件の向上や、生活の安定を図るため昭和四十五年到家内労働法ができました。

これには委託者のみなさんの協力が必要です。委託される人は次のことを守ってください。

▼委託するときは家内労働手帳を交付し、手帳に納入される物品の数量、工賃の単価、受領した物品の数量、支払工賃の総額、その他必要な事項を記入する。
 ▼工賃は通貨でその金額を支払い、また、製品を受取ってから一ヶ月以内に支払う。

▼委託者は、一定の機械を家内労働者に貸すときは、一定の安全装置を取り付けなければなりません。

詳しいことは福岡労働基準局(電092・411・4361)におたずねください。

町の人口

(51年4月末現在)

人口	24,333
男	11,786
女	12,547
世帯数	7,228

〇—急がれる同和問題の解決—〇

同和問題を正しく認識するため、一昨年から十八回にわたって掲載してきました、この同対審答申シリーズも今回で終わりますが、この同対審答申は「同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である」ということを明らかにしており、大まかには次の三つの内容を含んでいます。

- 一、政府機関が部落差別の存在を戦後をはじめて公式に認め、しかも一刻も放置しておけない状態にあることを指摘している。
- 二、そうした差別をなくしていく責任が行政にあること。
- 三、この差別をなくすた

めに、特別の行政施策が必要であること。

を明らかにしたことなどです。そして現在は民主的な社会でなければならぬはずのこの社会が今だもって厳然と差別が存在しているということは、国民ひとりひとりが真剣に考えなければならぬ

同和問題を正しく認識しよう

同対審答申から(むすび)

同和問題の根本的解決にあたっては以上を述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和对

策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障を与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和对策の要諦である。

- ① 現行法規のうち同和对策に直接関連する法律は多数にのぼるがこれら法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態であるこれを改善し明確な同和对策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。
- ② 同和对策は、今後の行政の施策の強化により新しい姿勢をもって推進されるべきであるが、このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。

政府の施策の統一性を保ち、より積極的にその進展をはかるため、従前の同

い問題なのです。憲法が示しているように、すべての人びとの基本的人権は保障されなければならないとありますが差別を許していることはこのような憲法の保障を自ら踏みにじっていることとなります。次回からは同和教育を中心に、

(注・昭和十四年七月十日法律60号にて同和对策事業特別措置法が制定された。)



初期消火のそなえ

電話で六九一・〇一一九番をダイヤルしたからといって、消防車はすぐ到着しません。火事の通報を受けてから消防車が火事の現場に着くまでには数分かかります。この数分間が初期消火の一番大切なときです。

一、火事を大きくするか、ぼやで消し止めるかは、この初期消火にかかってきます。落ち着いて適切な行動をとりましょう。

二、消火用具(水バケツ)

三、初期消火のポイント

四、初期消火のポイント

五、炎にまどわされず

六、火が天井に届くまでに

七、落ちついて消火作業を

八、することが大切です。

九、日頃から消火器の取扱

十、いかたなどを練習しておきましょう。



人口呼吸法を指導します

遠賀郡消防署では、人口呼吸法の指導を希望されるかたのために、六月中を指導実施期間として指導にあたります。

海や川でレジャーを楽しむ人がふえてくると、これと同時に水の犠牲者も多くなっています。水の事故を防ぐには危険な場所では遊ばせないことが第一ですが、事故が起きたときのためにあな

おぼれた人が呼吸停止になっても二分以内人口呼吸をすれば、九十%の生存率があるといわれています。

特に子どもといっしょにいることが多い主婦のかたは機敏な応急処置を身につけておくことが大切です。

申込みは地区ごとに受け付けますので、遠賀郡消防署に申し込みください。

町に明るい町



推進するため、3月19日町の社会関係者・区長・婦人会役員を同和教育研究協議会の設立総会が開かれました。

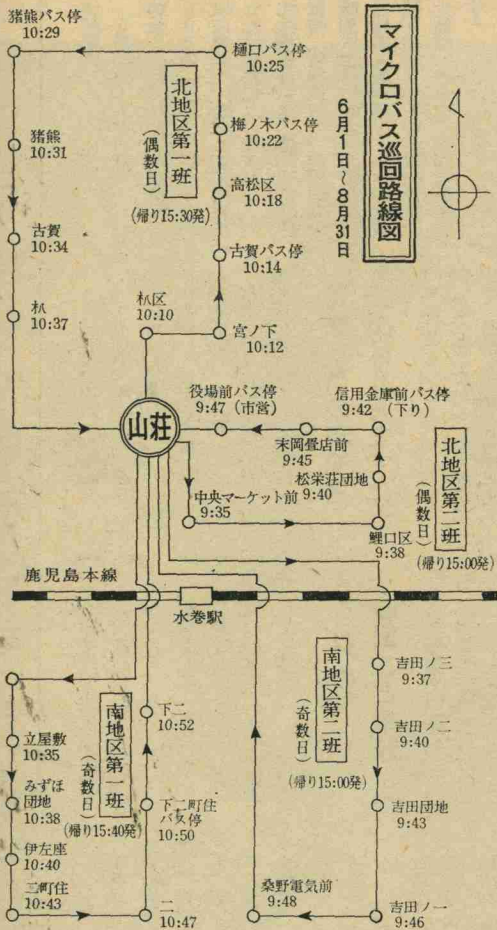
えぶり山荘

マイクロバス巡回時間の変更

6月1日～8月31日

町では、老人憩いの家「えぶり山荘」のマイクロバス巡回時間を変更し、6月1日から三ヶ月間、次の路線図のとおり運行します。

マイクロバスは時間どおりに運行していますから早めに停留所でお待ちください。



和問題関係懇談会をさらに充実するとともに施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する

③ 地方公共団体における各種同和对策の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するためには、国は地方公共団体に対し同和对策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他

差別の

④ 政府による施策の推進に対応し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。

⑤ 同和地区内における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等について配慮を加えること。

⑥ 同和問題の根本的解決と同和对策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善・産業・職業・教育などの各方面にわたる具体的な年次計画を樹立すること。

地区巡回学習会
水巻町同和教育研究協議会は、

の一般事業補助に比し、実情を配慮した特段の措置を講ずること。
館を巡して、同和教育の学習会を開きま

学習会では差別の歴史から、同和問題に対する正しい認識まで、映画をおり込んで学習します。

差別のない明るい町づくりを推進するため、住民の皆さんの参加をお願いいたします

▼差別と人権の歴史(映画)、講話、協議。

巡回地区と日時	
6月	5月
2日	12日
31日	14日
28日	17日
26日	19日
24日	21日
21日	23日
19日	26日
17日	28日
14日	30日
12日	7月
9日	4日
6日	1日
3日	
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日
	28日
	30日
	7月
	4日
	1日
	7月
	12日
	14日
	17日
	19日
	21日
	23日
	26日

3歳児の健康診査

◇対象児 満3歳以上4歳未満の幼児
 ◇場所 町民会館ホール
 ◇日時 6月11日
 ・受付 13時～14時30分
 ・診察 14時～15時
 ◇健康診査の内容
 身長・体重測定、内科・外科
 皮膚科・眼科・耳鼻科・歯科
 育児相談・指導
 ◇料金 無料
 ◇待参するもの 母子手帳
 なお、六月一日から八日まで手診をとりますので、母子手帳を持って町厚生課衛生係においでください。

実施期間

5月15日～6月15日
 ◇料金 一般のかたは一回につき500円(ワクチン料320円は町負担)、ただし次にあげるかたは無料になります。
 ①生活保護世帯、②均等割非課税世帯(町民税)、③国民健康保険加入世帯、④老人医療対象者
 ⑤幼稚園・保育園児、小・中学校児童・生徒(小・中学校の児童及び生徒は、各学校で集団接種をします)

5月26日、13時～14時30分
 6月以降、第2・4水曜日
 13時～14時30分

◇実施場所 遠智保健所
 ◇検査料金 7000円

なお、くわしいことは町厚生課衛生係におたずねください。

児童手当の現況届提出は6月までに

家庭生活の安定と児童の健全な育成をはかるための一つの制度として、児童手当制度があります。この制度によって児童手当の支給を受けているかたは、すべて年一回、六月一日から三十日までの間に「児童手当現況届」を町に(公務員は勤務先)に提出しなければなりません。

風しんの免疫検査

風しんが全国的に流行しています。このため町では、風しんの免疫検査を行います。とくに妊婦のかた、これから出産の計画をしているかた、若い女性のかたで近く結婚されるかたは積極的にこの検査を受けるようおすすめします。

日本脳炎の予防接種

◇対象者 満3歳以上のすべてのかた(初めて受けるかたは2回毎年受けているかたは1回)

◇検査の日時



飼犬の登録と注射は

おすすめですか

町では、先し昭和五十一年度の畜犬登録と春季狂犬病予防注射を行いました。これに洩れたかたは次の場所受けてさるようお願

いします。
 なお、受けたおとは必ず証明書をもつて町衛生係で、鑑札及び注射済票の交付を受けようお願

- 登録料 3000円
- 注射済票手数料 5000円
- 野中医院(獣医)、吉屋町山鹿23-16(電話093-233-0366)
- 遠智保健所衛生課(電話699-4162)

お知らせ

続けて支給を受ける資格があつても、六月分からの児童手当を受けることができません。必ず届出の提出をされるようお願いします。

現況届の用紙は、町老人児童課に用意しています。

6月の心配ごと相談

町社会福祉協議会では、六月の心配ごと相談を次のとおり行います。どのようなことでも気軽に相談ください。

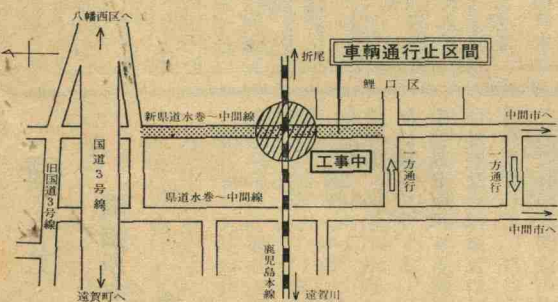
◇日時 6月7・16・26日
 時間はいずれも13時～16時30分
 ◇場所 水巻町民会館

お礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますこととにあつくお礼申し上げます。

- 故門田 実殿 門田サナエ殿
- 吉田ノ三
- 故坂井ツネ子殿 坂井 初次殿
- 故豊田 和市殿 豊田 利和殿
- 机社宅
- 故吉永 敏男殿 吉永スミ子殿
- 草野秀雄殿(立屋敷) から地域福祉のために役立ててほしいと、ご寄贈がありました。あつくお礼申し上げます。

ただいま **工事中** ご迷惑をおかけします
 頃末節原跨道橋



日曜在宅医

5月30日	長谷川医院	眼科	樋口	691・1017
6月6日	伊藤医院	皮膚科	頃末	691・0527
13日	入江医院	外科	頃末	601・3320
20日	渡辺医院	外科	頃末	691・2616

診察時間は9時から17時、原則として往診はいたしません。

公営住宅用地になる墳墓の改葬

町では、水巻町土地開発公社施工による高松団地造成工事により公営住宅用地となる次の墳墓についてその所有者の確認が必要ですので、所有者または縁故者は51年6月30日までに、町総務課用地係まで申し出られるようお願いいたします。

なお、期日までに申し出のない場合は無縁として処理しますのでご了承ください。

●墳墓所在地 水巻町大字古賀字大浦1679の2(高松区新北町)